



公益財団法人 国際通貨研究所

Institute for International Monetary Affairs

メールマガジン

2026 年 10 月 1 日

米中首脳会談～貿易問題の行方

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 浅川 雅嗣

9 月 24 日、ワシントンで米中首脳会談が行われました。5 月 14、15 日には北京にトランプ大統領が赴き、第 1 回の首脳会談が開催されましたので、今回は本年 2 回目となります。なお、本年中にあと 2 回、11 月の深センでの APEC 首脳会談、12 月のフロリダでの G20 サミットの際に、米中首脳会談が再度行われる可能性が高いものと思われます。

今回の会談では貿易のほかにも AI（米側表現では「SI」）、台湾、イラン、北朝鮮等多岐にわたる議論が行われたと思われますが、本稿では米中貿易戦争に関しまして、これまでの経緯を含めて振り返ってみたいと思います。

そもそも昨年 4 月 4 日に、中国は 7 種類のレアアースに関して輸出規制を発表し、当該産品を中国から輸出するためには個別に輸出許可申請を行い、許可を得る必要があるとしました。その後 4 月 10 日に米国の対中関税が 145%に引き上げられ、中国もすぐに翌 11 日に対米関税を 125%に引き上げたことで貿易戦争が始まりました。両国は 5 月 12 日、ジュネーブにて協議を行い、両国は関税を相互に 115%ずつ下げる合意を発表し、その結果米国の対中関税率は 30%（うち 20%はフェンタニル関税、10%は相互関税）、中国の対米関税率は 10%となりました。さらに、相互関税引き下げ分の一部に関しては 8 月 12 日まで 90 日間の協議を行うことも合意されました。ところが、翌日米国は、突如としてファーウェイ社の AI 半導体の使用を世界のどこでも禁止する措置を発表したのです。貿易交渉は仕切り直しとなり、結局 6 月 24 日に両国がロンドンにて合意枠組みに署名しました。詳しい内容は公にはなっていないようですが、中国によるレアアースのライセンス付与、米国のファーウェイ社の半導体の使用解除などで、双方が一定程度折り合ったものと思われます。8 月 11 日には、さらに相互関税の引き下げの交渉期限を 11 月 10 日まで 90 日間延長することで合意しました。

ところが、今度は中国側が 10 月 9 日に突如レアアースの規制強化を打ち出したのです。一度中国から輸出されたレアアースが 0.1%以上含まれる場合には、第 3 国に再輸出される際に規制の対象になるという厳しいもので、トランプ大統領は激怒し、10 月 10 日に対中関税 100%とすることを表明するなど、米中関係は再び悪化しました。そこで、10 月 30

日にプサンで行われた米中首脳会談で、中国のレアアース規制強化の導入を 1 年間延期し、米国のフェンタニル関税を 10%引き下げ、相互関税の交渉期限を 1 年間延長するなどで合意し、やっと 1 年間の休戦期間に入ることになったのです（交渉期限は本年 11 月 10 日まで）。

今回の米中首脳会談では、間もなく期限がくるこの貿易交渉期限を 2 か月間延長することとしたようです（従って、現在の交渉期限は来年の 1 月 10 日となります）。中国側はより長い期間を要請していたのだと思いますが、この 2 か月の間にあと 2 回首脳会談が行われうることを考えれば、最低限の期間は確保したということかもしれません。あるいは、11 月の中間選挙の結果を反映した米国議会が来年 1 月 3 日から始まるので、今交渉期限をそれ以上伸ばしてもあまり意味がないということで認識が一致したということかもしれません。なお、その他に農産物や家電など、相互に 300 億ドル規模の製品について関税率を引き下げることとし、両国政府は対象リストを公開しました。また、この枠組みの中で、中国が 2027、28 年に米国産石炭を年 1,000 万トン以上輸入することも合意されたようです。

ただ、相互関税とフェンタニル関税は、本年 2 月 20 日に米国最高裁判所で違法判決が出され、米国の関税措置は主として経済安全保障を担保する 232 条関税と、外国の不正貿易（強制労働、過剰生産設備等）に対応するための 301 条関税に限定されることとなりました。それに加えて、レアアースで採掘ベースでも精錬ベースでも圧倒的なシェアを占める中国の規制の効果が非常に大きく、今のところ米中貿易戦争に関しては中国に分がありそうな気がします。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2026 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>